

令和6年度マンホールトイレ設置助成制度の申請受付開始！ ～助成制度を拡充しました～

横浜市では、災害時の自助・共助・公助の促進を図る取組としてマンホールトイレの設置助成制度を創設し、令和2年度から本格的な運用を開始しました。

能登半島地震を受け、防災ニーズへの対応を目的として今年度本制度の拡充を行いました。令和6年8月1日(木)から申請受付を開始します。

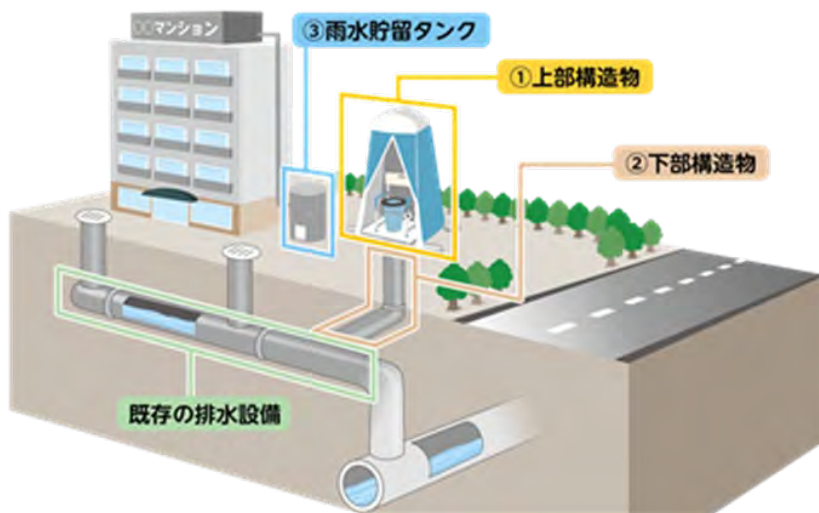
マンホールトイレとは

宅地内にあるますの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するものです。

- ① 上部構造物(汚水ますの上に設置するパネル・テント、便器など)
- ② 下部構造物(汚水ますや排水設備の工事が必要な場合)
- ③ 雨水貯留タンク(容量 200 リットル以上)

横浜市では上記①～③の購入費用の10分の9を助成金として交付しています。

※上限額あり ※①、③の設置、送料を除く



令和6年度からの拡充内容

- 助成対象のマンホールトイレの基数を拡充
1 建築物につき1基から、1 建築物につき 2 基までを助成対象とします。
- 助成金の上限額を増額
上限額を 30 万円から 60 万円に増額します。
- 助成対象者を拡充
自主的な防災活動を積極的に行っている自治会町内会、マンション等の管理組合に加え、横浜市地域まちづくり推進条例に基づき認定された地域まちづくり組織※を助成対象者に追加します。

※地域まちづくりに取り組み、地域住民等の多数の支持を得て「地域まちづくり組織」として市長が認定した団体。

裏面あり

申請受付期間

令和 6 年 8 月 1 日(木)から令和 7 年 1 月 31 日(金)まで

※ただし、予算がなくなり次第終了

※横浜市電子申請システムによる申請受付を基本とします。ただし、従来の電子メール、郵送での申請受付も可とします。

マンホールトイレ設置助成制度のご案内 HP

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasengesuido/gesuido/bousai/manholutoirezyosei.html>



お問合せ先

下水道河川局管路保全課長 石井 智博 Tel 045-671-2808